

墨田区障害者生活介護施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（利用対象者）</p> <p>第 6 条 生活介護事業を利用することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p> 法第 22 条第 8 項に規定する障害福祉サービス受給者証（法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に係るものに限る。）の交付を受けた者</p> <p> ・ 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第 6 条 〔同左〕</p> <p> 法第 22 条第 5 項に規定する障害福祉サービス受給者証（法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に係るものに限る。）の交付を受けた者</p> <p> ・ 〔略〕</p>

付 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

障害者自立支援法の一部改正新旧対照表（抄）

改正後	改正前
<p>（支給要否決定等）</p> <p>第22条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p><u>4 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、第20条第1項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。</u></p> <p><u>5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。</u></p> <p><u>6 市町村は、前2項のサービス等利用計画案の提出があった場合には、第1項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して支給要否決定を行うものとする。</u></p> <p>7〔略〕</p> <p>8 市町村は、支給決定を行ったときは、当該支給決定障害者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量その他の厚生労働省令で定めるところにより、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第22条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>4〔略〕</p> <p>5〔同左〕</p>

【施行期日】平成24年4月1日